

東北地方太平洋沖地震に伴う被災信用金庫の お客さまに対する預金の代払いについて

「東北地方太平洋沖地震」により被害を受けられた皆さま方には心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の1日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

このたびの震災や原発事故により、一時的にお住まいの地域を離れて避難されている信用金庫のお客さまに対し、下記のとおり、当金庫の窓口にて預金の代払いを取扱いさせていただきます。

記

1. 対象となるお客さま

次の信用金庫に普通預金または貯蓄預金をお持ちの個人のお客さま。
なお、預金口座名義ご本人さまに限らせていただきます。

- ・宮古信用金庫
- ・石巻信用金庫
- ・気仙沼信用金庫
- ・ひまわり信用金庫
- ・あぶくま信用金庫

2. 預金の払い出しができる営業店

全店舗の窓口。

3. 払出限度額

1口座について、1日1回、残高の範囲内でかつ10万円以内。

4. 窓口の手続

窓口にて、所定の書類に必要事項をご記入いただきます。

なお、預金通帳、お届けの印鑑等を紛失された場合でも、別途ご本人さまであることを確認させていただいたうえ、払出限度額の範囲内での預金の払い出しに対応させていただきます。

窓口にお越しの際には、ご本人さまであることを確認できる書類をご持参ください。

5. 本人確認書類

運転免許証・パスポート・各種年金手帳・各種福祉手帳・各種健康保険証・外国人登録証明書。

※詳細につきましては、最寄の当金庫窓口にてお問い合わせください。

以上

地元とともに



関信用金庫